

※令和 7 年 6 月末時点

令和 7 年度

特定廃棄物埋立処分施設に係る モニタリング結果（福島県）

※令和 7 年 6 月末時点

令和 7 年度特定廃棄物埋立処分施設に係るモニタリング結果一覧

調査項目	調査地点数	結果
空間線量率	4	これまでの結果と同程度
大気浮遊じん中の放射能濃度	2	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
処理水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
処理水中の有害物質等	1	基準超過なし
放流水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
放流水中の有害物質等	1	基準超過なし
地下水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
地下水中の有害物質等	1	基準超過なし
河川水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
河川水中のふっ素及びほう素濃度	1	基準超過なし
河川底質中の放射能濃度	1	これまでの結果と同程度

特定廃棄物埋立処分施設モニタリング結果

1 空間線量率

(単位: μ Sv/h)

測定地点	第1回調査(R7.5.22実施)		第2回調査	
	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果
埋立地周囲A	10:11	0.20	(調査未了)	
埋立地周囲B	10:20	0.15		
埋立地周囲C	10:25	0.10		
埋立地周囲D	10:28	0.09		

2 大気浮遊じん中の放射能濃度

(単位: mBq/m³)

採取地点	核種	第1回調査(R7.5.22実施)		第2回調査	
		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
北側ダストモニタ建屋付近	Cs-134	不検出	5	(調査未了)	
	Cs-137	不検出	5		
業務棟横展望台	Cs-134	不検出	5		
	Cs-137	不検出	5		

3 浸出水原水、処理水、放流水及び地下水中の放射能濃度

(単位: Bq/L)

採取地点	核種	第1回調査(R7.5.22実施)		第2回調査	
		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
浸出水原水	Cs-134	不検出	1	(調査未了)	
	Cs-137	不検出	1		
処理水	Cs-134	不検出	1		
	Cs-137	不検出	1		
放流水	Cs-134	不検出	1		
	Cs-137	不検出	1		
地下水	Cs-134	不検出	1		
	Cs-137	不検出	1		

4 河川水中の放射能濃度

(単位: Bq/L)

採取地点	核種	第1回調査(R7.5.22実施)		第2回調査	
		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
六反田川	Cs-134	不検出	1	(調査未了)	
	Cs-137	不検出	1		

5 河川底質中の放射能濃度

(単位: Bq/kg乾)

採取地点	核種	第1回調査(R7.5.22実施)		第2回調査	
		分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
六反田川	Cs-134	不検出	5	(調査未了)	
	Cs-137	190	5		

6 有害物質等

(1) 処理水・放流水

調査項目	単位	処理水	放流水	基準※	測定方法
		R7. 5. 22採取	R7. 5. 22採取		
1 アルキル水銀化合物	(mg/L)	<0. 0005	<0. 0005	検出されないこと	環告第64号
2 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	<0. 0005	<0. 0005	0. 005 以下	環告第64号
3 カドミウム及びその化合物	(mg/L)	<0. 003	<0. 003	0. 03 以下	環告第64号
4 鉛及びその化合物	(mg/L)	<0. 05	<0. 05	0. 1 以下	環告第64号
5 有機燐化合物	(mg/L)	<0. 1	<0. 1	1 以下	環告第64号
6 六価クロム化合物	(mg/L)	<0. 02	<0. 02	0. 2 以下	環告第64号
7 砒素及びその化合物	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	0. 1 以下	環告第64号
8 シアン化合物	(mg/L)	<0. 1	<0. 1	0. 5 以下	環告第64号
9 ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0. 0005	<0. 0005	0. 003 以下	環告第64号
10 トリクロロエチレン	(mg/L)	<0. 002	<0. 002	0. 1 以下	環告第64号
11 テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0. 0005	<0. 0005	0. 1 以下	環告第64号
12 ジクロロメタン	(mg/L)	<0. 002	<0. 002	0. 2 以下	環告第64号
13 四塩化炭素	(mg/L)	<0. 002	<0. 002	0. 02 以下	環告第64号
14 1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0. 004	<0. 004	0. 04 以下	環告第64号
15 1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0. 02	<0. 02	0. 2 以下	環告第64号
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0. 04	<0. 04	0. 4 以下	環告第64号
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0. 0005	<0. 0005	3 以下	環告第64号
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0. 006	<0. 006	0. 06 以下	環告第64号
19 1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0. 002	<0. 002	0. 02 以下	環告第64号
20 チウラム	(mg/L)	<0. 006	<0. 006	0. 06 以下	環告第64号
21 シマジン	(mg/L)	<0. 003	<0. 003	0. 03 以下	環告第64号
22 チオベンカルブ	(mg/L)	<0. 02	<0. 02	0. 2 以下	環告第64号
23 ベンゼン	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	0. 1 以下	環告第64号
24 セレン及びその化合物	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	0. 1 以下	環告第64号
25 1, 4-ジオキサン	(mg/L)	<0. 05	<0. 05	0. 5 以下	環告第64号
26 ほう素及びその化合物	(mg/L)	4. 4	0. 6	10 以下	環告第64号
27 ふっ素及びその化合物	(mg/L)	3. 1	<0. 8	8 以下	環告第64号
28 アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	<2	<2	100 以下	環告第64号
29 水素イオン濃度	—	7. 0	7. 9	5. 8以上 8. 6以下	環告第64号
30 生物化学的酸素要求量	(mg/L)	<0. 5	<0. 5	20 以下	環告第64号
31 化学的酸素要求量	(mg/L)	1. 1	1. 2	20 以下	環告第64号
32 浮遊物質	(mg/L)	<1	<1	10 以下	環告第64号
33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	0. 5	0. 8	1 以下(鉱油類) 10 以下(動植物油類)	環告第64号
34 フェノール類含有量	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	1 以下	環告第64号
35 銅含有量	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	1 以下	環告第64号
36 亜鉛含有量	(mg/L)	0. 01	<0. 01	2 以下	環告第64号
37 溶解性鉄含有量	(mg/L)	<0. 1	<0. 1	10 以下	環告第64号
38 溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0. 41	0. 07	10 以下	環告第64号
39 クロム含有量	(mg/L)	<0. 05	<0. 05	2 以下	環告第64号
40 大腸菌数	(CFU/mL)	0	0	800 以下	環告第64号
41 窒素含有量	(mg/L)	1. 3	0. 7	15 以下	環告第64号
42 磷含有量	(mg/L)	<0. 1	<0. 1	16 以下	環告第64号
43 ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0	—	10 以下	日本産業規格K0312
44 ニッケル含有量	(mg/L)	0. 04	<0. 01	2 以下	日本産業規格K0102-3 18
45 塩化物イオン	(mg/L)	1200	190	—	日本産業規格K0102-2 6

※ 基準は、「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」で定める特定廃棄物の埋立処分の基準、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定める技術上の基準、「福島県産業廃棄物処理指導要綱」で定める排水基準、「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める排水指定事業場排水基準のうちの最低値とした。

(2) 地下水 (シート下部湧水)

調査項目	単位	地下水 (シート下部湧水)	基準※	測定方法
		R7. 5. 22採取		
1 アルキル水銀	(mg/L)	<0. 0005	検出されないこと	環告第10号
2 総水銀	(mg/L)	<0. 0005	0. 0005 以下	環告第10号
3 カドミウム	(mg/L)	<0. 0003	0. 003 以下	環告第10号
4 鉛	(mg/L)	<0. 005	0. 01 以下	環告第10号
5 六価クロム	(mg/L)	<0. 01	0. 02 以下	環告第10号
6 砒素	(mg/L)	<0. 005	0. 01 以下	環告第10号
7 全シアン	(mg/L)	<0. 1	検出されないこと	環告第10号
8 ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0. 0005	検出されないこと	環告第10号
9 トリクロロエチレン	(mg/L)	<0. 001	0. 01 以下	環告第10号
10 テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0. 0005	0. 01 以下	環告第10号
11 ジクロロメタン	(mg/L)	<0. 002	0. 02 以下	環告第10号
12 四塩化炭素	(mg/L)	<0. 0002	0. 002 以下	環告第10号
13 1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0. 0004	0. 004 以下	環告第10号
14 1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0. 002	0. 1 以下	環告第10号
15 1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0. 004	0. 04 以下	環告第10号
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0. 0005	1 以下	環告第10号
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0. 0006	0. 006 以下	環告第10号
18 1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0. 0002	0. 002 以下	環告第10号
19 チウラム	(mg/L)	<0. 0006	0. 006 以下	環告第10号
20 シマジン	(mg/L)	<0. 0003	0. 003 以下	環告第10号
21 チオベンカルブ	(mg/L)	<0. 002	0. 02 以下	環告第10号
22 ベンゼン	(mg/L)	<0. 001	0. 01 以下	環告第10号
23 セレン	(mg/L)	<0. 002	0. 01 以下	環告第10号
24 1, 4-ジオキサン	(mg/L)	<0. 005	0. 05 以下	環告第10号
25 クロロエチレン	(mg/L)	<0. 0002	0. 002 以下	環告第10号
26 電気伝導率	(mS/m)	63	—	日本産業規格K0102-1 13
27 塩化物イオン	(mg/L)	9	—	日本産業規格K0102-2 6
28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0. 2	10 以下	環告第10号
29 ふっ素	(mg/L)	<0. 08	0. 8 以下	環告第10号
30 ほう素	(mg/L)	0. 03	1 以下	環告第10号
31 水素イオン濃度	—	6. 9	—	環告第64号
32 浮遊物質	(mg/L)	<1	—	環告第64号

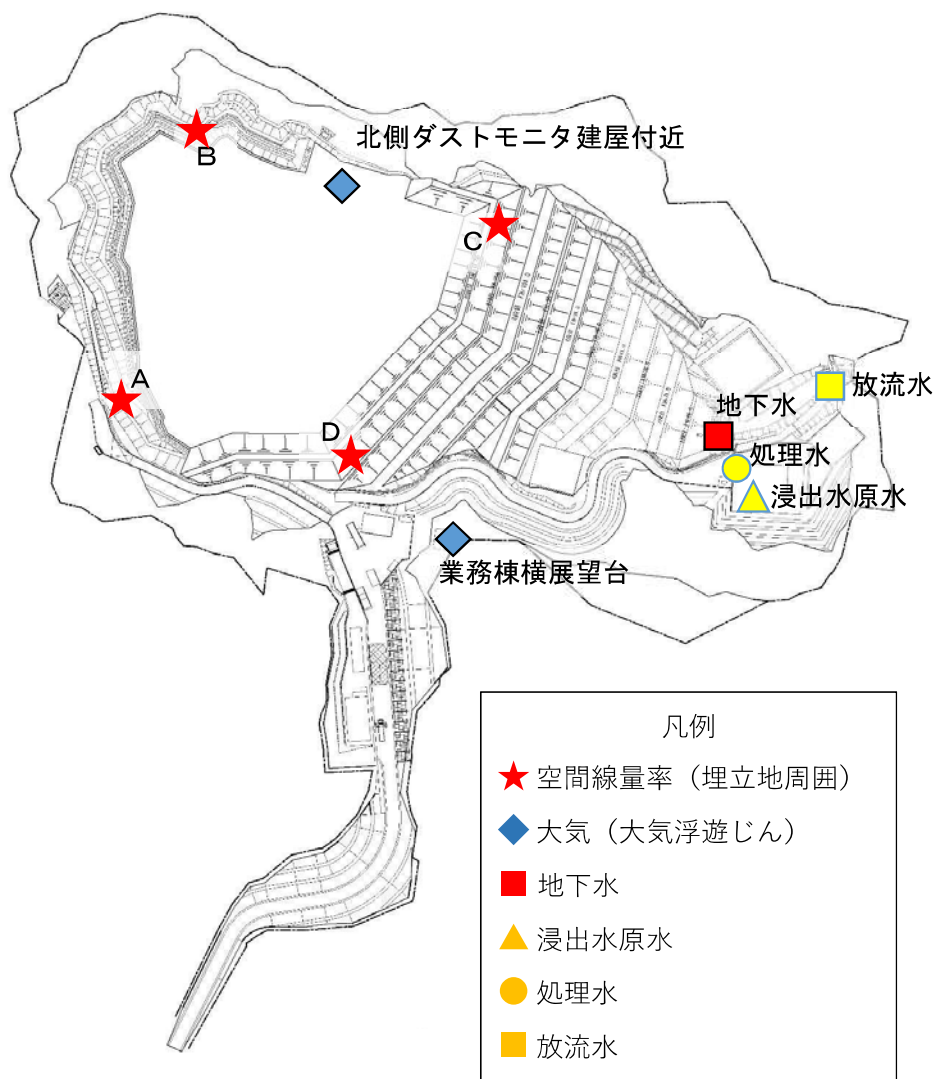
※ 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

(3) 河川水

調査項目	単位	河川水 (六反田川)		基準※	測定方法
		第1回調査 (R7. 5. 22採取)	第2回調査		
1 ふっ素	(mg/L)	0. 20	(調査未了)	0. 8 以下	環告第59号
2 ほう素	(mg/L)	0. 22		1 以下	環告第59号

※ 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

特定廃棄物埋立処分施設



下流河川

